

岡山市立学校の学校規模適正化についての基本的な考え方

(改 訂 版)

令和 5 年 6 月

岡山市教育委員会

目次

はじめに	1
～「学校規模適正化についての基本的な考え方（改訂版）」策定の主旨～	
第1章 学校規模適正化の意義	2
1 学校規模の区分	2
（1）国における学校規模の区分	
（2）岡山市における学校規模の区分	
2 過小規模校・過大規模校の主な利点と課題	4
（1）過小規模校の主な利点と課題	
（2）過大規模校の主な利点と課題	
第2章 学校規模適正化の取組	5
1 全国の動向	5
2 岡山市の具体的な取組	5
（1）過小規模校における取組	
（2）過大規模校における取組	
（3）義務教育学校の設置	
第3章 岡山市立学校における学校規模の現状と課題	8
1 児童生徒数の推移	8
2 学校規模別学校数の推移	9
3 学校規模適正化の観点から見た課題	10
第4章 学校規模適正化についての基本方針	11
1 教育環境変化への対応	11
（1）児童生徒数の変化にかかわる対応	
（2）小学校35人学級制導入にかかわる対応	
（3）義務教育学校新設にかかわる対応	
2 学校規模適正化についての基本的な考え方	12
（1）学校規模適正化の手順	
（2）標準学級から実学級へ	
3 学校規模適正化に当たっての留意点	14

はじめに ～「学校規模適正化についての基本的な考え方（改訂版）」策定の主旨～

学齢期の児童生徒には、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが必要です。そのためには、学校において一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えます。

第3期岡山市教育振興基本計画においても、この時代に求められる「目指す子ども像」「目指す教育環境」「目指す教職員像」を私たち大人が共有し、連携・協働しながら、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校、地域社会を実現することで、市民協働による「自立に向かって成長する子ども」の育成を目指すことが示され、その中で「安全・安心で快適な教育環境の整備」にも取り組むこととしています。

岡山市においては、昭和40年代、50年代のいわゆる「ドーナツ化現象」により、都心部では小規模化、都心部に近い地域では大規模化が進み、その課題解消のために分離新設を行いました。

その後、全国的な少子化傾向に伴い、児童生徒数はピーク時から10万人以上減少し、余裕教室が多数生じるようになりました。しかし、平成10年代に入ると、都心部及び都心部に近い地域において、マンション建築や宅地造成などの要因により児童生徒数が増加に転じる学校もみられるようになりました。さらに、平成20年代以降は、35人学級の拡大や特別支援学級の急増などの要因により、教室数が不足する学校もみられるようになりました。

今後、都心部及び都心部に近い地域の学校では、児童生徒数は、ほぼ横ばい又は微減となることが予想され、大きな状況変化はないと見込んでいます。一方で、平成時代の合併地区など、都心部から離れた地域では、合併以前からの人口減少や少子化の影響を大きく受け、小規模・過小規模化により統合が行われていた地域もあり、今後さらに過小規模化が進むと推定できる学校も散見されます。

こうした状況の中、岡山市では、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨に鑑み、平成25年3月に『岡山市立学校の適正規模化についての基本的な考え方（以下『基本的な考え方』という。）』を策定し、学校規模の適正化の推進に当たってまいりました。

この間、平成27年1月には、文部科学省から学校規模適正化を進めるにあたって参考とするよう『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（以下「手引」という。）』が示されました。また、令和3年には、小学校において35人学級が段階的に導入される法律が制定され、学級数が増えることが見込まれるようになりました。さらに、令和4年4月には、岡山市において過小規模校を含む小・中学校5校を再編し、県内初の義務教育学校を新設するなど、『基本的な考え方』策定時には想定していなかった変化が生じています。

こうした変化への対応から、このたび、『基本的な考え方』を改訂いたしました。この『基本的な考え方（改訂版 R5.6）』に基づき、「次代の岡山市を担う子どもたちの健全な育成や社会性の涵養」を第一に考え、岡山市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）について、適正な規模の教育環境づくりを推進していきます。なお、学校規模の適正化に当たっては、社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、学校の歴史的背景や地域の方々の学校に対する思いに十分配慮するとともに、地域の特性を生かし、地域の願いを尊重することを大切にしていきます。

幼稚園については、平成24年12月に策定された『岡山市の就学前教育・保育の在り方について』に基づき、幼保一体化の取組が独自に推進されていることから、『基本的な考え方（改訂版 R5.6）』では対象から外しています。また、高等学校については必要があれば別途検討することとしています。

第1章 学校規模適正化の意義

1 学校規模の区分

(1) 国における学校規模の区分

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

このため、国においては、中央教育審議会の答申を踏まえて、昭和31年に事務次官通達を発出するとともに、昭和32年には『学校統合の手引』を示し、さらに翌年以降には学校教育法施行規則や義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令等において、小・中学校の学校規模（学級数）の標準を定めるなどして、学校規模適正化の推進を行ってきています。

具体的な基準となる学級数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められた人数の学級（以下、「標準学級」という。）の数で区分しており、小・中学校の標準規模については「12学級以上18学級以下」、義務教育学校は「18学級以上27学級以下」、大規模については「25学級以上」、過大規模については「31学級以上」と示されており、学校規模の区分については次のように整理できます。

【小・中学校】

- 過大規模校…31学級以上の学校
- 大規模校…25学級以上30学級以下の学校
- 適正規模校…12学級以上18学級以下の学校
- 小規模校…11学級以下の学校

【義務教育学校】

- 大規模校…28学級以上の学校
- 適正規模校…18学級以上27学級以下の学校
- 小規模校…17学級以下の学校

※いずれの場合も「学級」の数は標準学級の数で特別支援学級を含まない

また、『手引』においては、小・中学校の小規模校について次のように細分類しています。

【小学校】

- クラス替えができない規模……………6学級以下
- 全学年ではクラス替えができない規模……………7又は8学級
- 半分以上の学年でクラス替えができる規模……………9学級以上11学級以下

【中学校】

- 複式学級が存在する規模……………1又は2学級
- クラス替えができない規模……………3学級
- 全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模…4又は5学級
- 全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模……………6学級以上8学級以下
- 全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模……………9学級以上11学級以下

さらに、義務教育学校については、学校教育法施行規則において、「18学級以上27学級以下」を標準と示されており、小・中学校の考え方を踏まえると、次のように整理できます。

【義務教育学校】

- 大規模校…28学級以上の学校
- 適正規模校…18学級以上27学級以下の学校
- 小規模校…17学級以下の学校

※「学級」の数は標準学級の数で特別支援学級を含まない

(2) 岡山市における学校規模の区分

岡山市では、国の法令等を参考にして、小学校及び中学校の学校規模を次のとおりとします。

- 過大規模校…31学級以上の学校
- 大規模校…25学級以上30学級以下の学校
- 適正規模校…12学級以上24学級以下の学校
- 小規模校…7学級以上11学級以下の学校
- 過小規模校…6学級以下の学校

※「学級」の数は標準学級の数で特別支援学級を含まない

2 過小規模校・過大規模校の主な利点と課題

過小規模・過大規模の学校で考えられる主な利点と課題を整理すると次のようになります。

(1) 過小規模校の主な利点と課題

主 な 利 点	主 な 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教師の支援がすみずみまで行き届き、きめ細かい学習指導・生徒指導を行える。 ○ 子どもたちが活躍したり発表したりする機会をもちやすい。 ○ 施設・設備について余裕をもって利用できる。 ○ 異年齢交流が日常的に行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間関係が固定化し、学習意欲や行動意欲が喚起されにくい。また、一度こじれた関係は修復しにくい。 ○ 多様な考え方や生き方、多様な学習形態に触れる機会が少なく、視野が狭くなりがちである。 ○ グループ学習や体育におけるチーム編成が組みにくくなるなど教育活動が制限され、切磋琢磨する機会が少なくなりがちである。 ○ 運動会などの学校行事では、少人数のため、種目が限定されて活気に欠けたり、一人一人の負担が大きくなったりするなど学校全体の活力が低下しがちである。 ○ 遠足・宿泊行事や文化・芸術的行事などの1人当たりの経費負担が大きくなる。 ○ 教員一人の分掌の負担が大きく、教育活動に集中しにくい。 ○ 子どもたちの希望する部での活動ができにくい。

(2) 過大規模校の主な利点と課題

主 な 利 点	主 な 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な友人の性格、行動、意識、能力や価値観に触れることにより、様々な人間関係の中で切磋琢磨しながら自己形成を図っていける。 ○ クラス替えで新たな人間関係や学習環境を作りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設・設備が不足し、十分な教育活動ができにくい。 ○ 一人一人の子どもに、十分目が届きにくく、個に応じた指導が進めにくい。 ○ 入学式や卒業式などの学校行事において、全学年の参加ができず、一部の学年や学年代表のみの参加になっている。 ○ 非常事態等の際の安全な避難徹底を図るために、かなりの時間を要する。 ○ 給食の配膳や準備、後片付けなどかなりの時間を要する。 ○ 全体指導の際、児童・生徒数が多いことから、指導の徹底を図るために管理的になりやすい。 ○ 教員間での意思疎通や共通理解が不足しがちになりやすい。

過小規模・過大規模の学校ではそれぞれの利点を生かしつつ、課題を克服するよう努力して教育活動を行っています。小規模校での異学年や地域の人との交流、他の小規模校とのリモート交流、大規模校での少人数授業もそうした取組の一つと考えることができます。

しかし、適正規模から著しくかけ離れ、過小規模校や過大規模校になってくると、指導方法等の工夫だけで克服することは難しく、学校規模適正化が必要です。

第2章 学校規模適正化の取組

1 全国の動向

国においては、小学校・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考え、学校規模の適正化が推進されてきましたが、一部に学校規模を重視するあまり、保護者や地域住民の理解を得ないまま学校統合を進める事例も見られたことから、昭和48年に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合存置する方が好ましい場合もあることなどが通達されています。

こうした国の動きを受け、小学校・中学校を設置している各自治体においては、学校規模の適正化に係る基本方針等を策定し、その取組を推進してきました。

さらに、平成27年1月には、文部科学省から学校規模の適正化を進めるにあたって参考とするよう『手引』が示され、学校規模適正化の取組は全国的に推進されています。

2 岡山市の具体的な取組

(1) 過小規模校における取組

過小規模校と言っても、都心部と都心部から離れた地域では子どもの人数の減少傾向や通学・通園距離などの傾向が異なっており、それぞれの地域の実態にあった適正化を進める必要がありました。

① 都心部の過小規模校

都心部については、児童・生徒数の減少傾向が著しく、平成5年から平成9年までの5年間で約25%減少（市平均10.6%）し、ピーク時の10分の1程度の規模になった小学校もありました。中学校でも同様の傾向が見られ、平成5年から平成9年までの5年間で約30%も減少（市平均6.8%）していました。学区については2中学校区を合わせても、直線距離でほぼ2km圏内にあることから、地元住民の理解を得ながら、新しい学校づくりを進め、平成11年4月に丸之内中学校と旭中学校を統合し、岡山中央中学校を開校しました。

また、内山下小学校と深砥小学校及び弘西小学校と南方小学校は、平成13年4月にそれぞれ岡山中央南小学校と岡山中央北小学校に統合（第Ⅰ期）し、さらに平成17年4月に両小学校を統合（第Ⅱ期）し、岡山中央小学校として開校しました。なお、出石小学校については、中学校区を基本とする方針に従い、同じ桑田中学校区である鹿田小学校に統合しましたが、学区住民の要望も考慮し、鹿田小学校と岡山中央小学校の調整区としました。

② 都心部から離れた地域の過小規模校

平成10年度時点から複式学級を編制していた牧山分校は、将来推計からも改善が見込めないことから、平成16年3月本校である牧石小学校に統合しましたが、都心部から離れた地域は、他市町村から岡山市と合併した地域であり、その多くは、地理的要因や、合併前から統合を行ってきた歴史的経緯があります。こうした

地域については、過小規模化に歯止めがかからず、教育環境としては課題が一層大きくなっていました。

そこで、平成17年度時点で最も過小規模化が深刻であった足守地区の学校について、保護者及び地域住民と学校規模適正化のための協議を開始し、平成23年4月には、保護者及び地域住民の理解を得て、大井小学校、福谷小学校及び高田小学校を統合して蛍明小学校を開校、平成26年4月には、足守中学校と同一敷地内に移転しました。

(2) 過大規模校における取組

昭和40年代から50年代の児童・生徒数急増期には、過大規模校の分離新設を進めてきました。

平成10年頃になると、過大規模校が都心部に近い地域に集中する傾向が見られ、過大規模には至らなくとも、見込みをはるかに上回って児童・生徒数が増加し続けた学校も少なくありませんでした。これらの学区では急速に住宅開発が進み、学校を設置できる適当な用地もないこと等から、分離新設は難しい実情がありました。

このような場合、まず余裕教室を普通教室に転用することで対応し、一時的に対応できないことが想定される場合はプレハブ教室の設置、恒久的に対応できないことが想定される場合は校舎の増築で対応してきました。

(3) 義務教育学校の設置

令和4年4月、岡山市の東端にある山南中学校区の4小学校（太伯、幸島、朝日、大宮）と山南中学校を再編し、県内初の義務教育学校として山南学園を新設しました。

この取組は、将来的にも複式学級を解消できないと考えられる過小規模校の地域・保護者の願いを起点としたものであり、地域からの開設要望を受け、教育委員会と学校、保護者、地域が一体となり、開設に向けて準備を進めたものです。

こうしたことから、義務教育学校設置は、過小規模校のデメリット解消の一つの手段としてその成果と課題が注目されています。

義務教育学校は、制度導入後年月が経っておらず、統合・再編を行って新設する場合も多いことから、学校規模適正化の観点から、過大規模に整理される学校を新設することはありませんが、児童生徒数減少傾向が強い地域においては、地域の課題が変化しない限り、小規模化が継続する可能性はあり、その場合の対応については今後課題となることも考えられます。義務教育学校の学校規模の推移を見守りながら、統合・再編の在り方について検討を進めていくことが必要です。

【資料】岡山市立学校の学校規模適正化の取組(昭和23年以降、市町村合併前を除く)

	小 学 校	中 学 校
統 合	S34 西 [今+白石+←大野]	H 3 山南 [山南+犬島] H11 岡山中央 [丸之内+旭]
	H 3 朝日 [朝日+犬島]	
	H13 岡山中央北 [南方+弘西]	
	H13 岡山中央南 [内山下+深砥]	
	H14 鹿田 [鹿田+出石*]	
	H16 牧石 [牧石+牧山分校]	
	H17 岡山中央 [岡山中央北+岡山中央南]	
	H23 蛍明 [福谷+大井+高田]	
再編	R 4 山南学園(義務教育学校) [朝日小+大宮小+幸島小+太伯小+山南中]	
通学区域 変更	S 29 富田地区 [芳田→岡南]	S28 富山小 [旭東→操南] S44 大野小 [御南→石井] S58 陵南小(旧西小分) [御南→吉備] ※学年進行
	S 36 木村地区 [西→芳田]	
分 離	S25 浦安分校 [←福浜]	S46 竜操 [←旭東] S49 京山 [←岡北] S52 福南 [←福浜] S55 芳泉 [←福浜+←御南] S56 高島 [←操山+←竜操] S59 芳田 [←御南] S61 富山 [←操南] 【参考】分離以外の新設 H11 岡山後楽館 H21 緑ヶ丘
	S26 平井 [←旭東+←操南(当時市外)]	
	S27 三門 [←石井]	
	S27 福島 [←福浜]	
	S34 浦安 [←福浜] ※浦安分校が独立	
	S44 西大寺南 [←西大寺] ※金岡分校が独立	
	S46 津島 [←伊島]	
	S46 箕島 [←妹尾] ※箕島分校が独立	
	S48 南輝 [←福島]	
	S48 大元 [←鹿田+←西]	
	S50 平福 [←福浜+←福島]	
	S52 旭竜 [←宇野+←高島]	
	S53 芳泉 [←福浜+←芳田]	
	S54 旭操 [←富山]	
	S54 芥子山 [←可知+←西大寺]	
	S55 陵南 [←吉備+←西]	
	S56 竜之口 [←財田+←高島]	
	S57 芳明 [←芳田]	
	H 2 桃丘 [←馬屋下+←平津]	
	H 2 ひばり分校 [←芳泉] ※第2,3学年のみ	
H 6 御南 [←西]		
H 8 操明 [←操南]		
H12 城東台 [←浮田]		

・網掛けは廃校
・「出石*」は調整区のため、鹿田・岡山中央北・岡山中央南のうち希望により1校を選択

※ A校とB校との統合・再編を「A+B」と表記

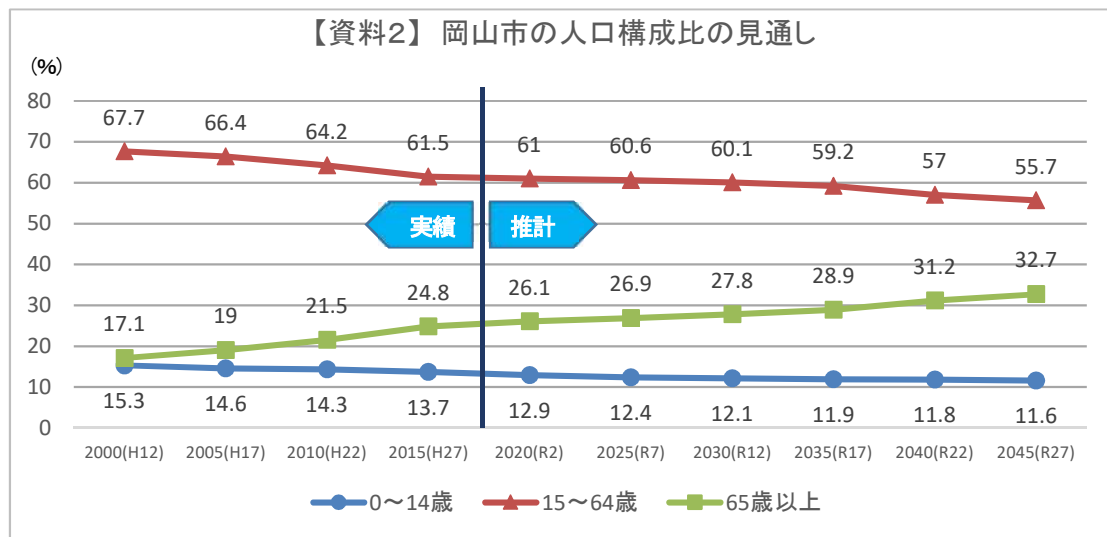
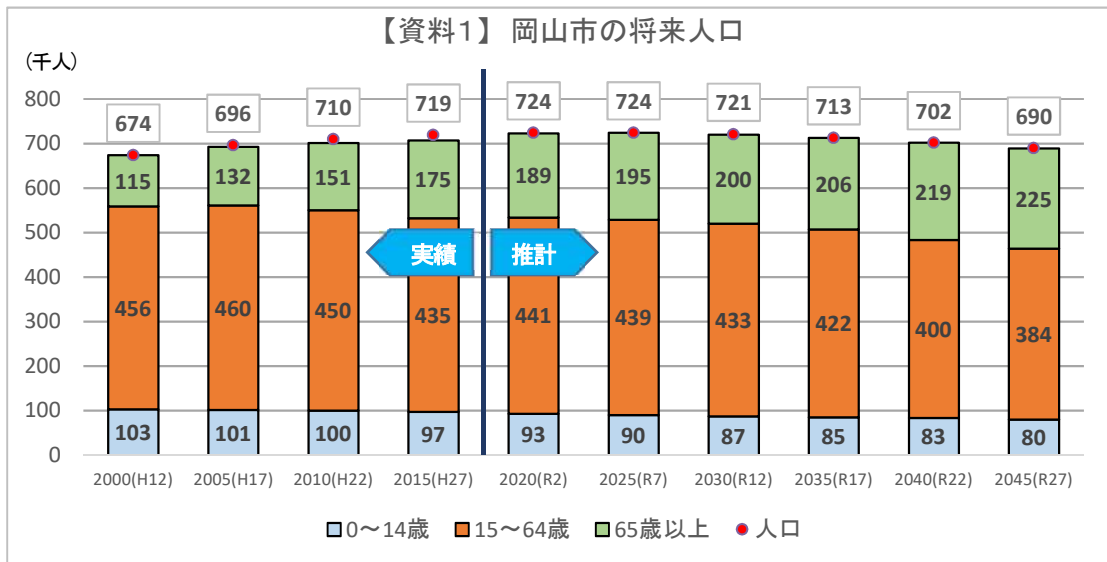
※ C校からの一部分離等を「←C」(複数校からの分離は「←D+←E」)と表記

第3章 岡山市立学校における学校規模の現状と課題

1 児童生徒数の推移

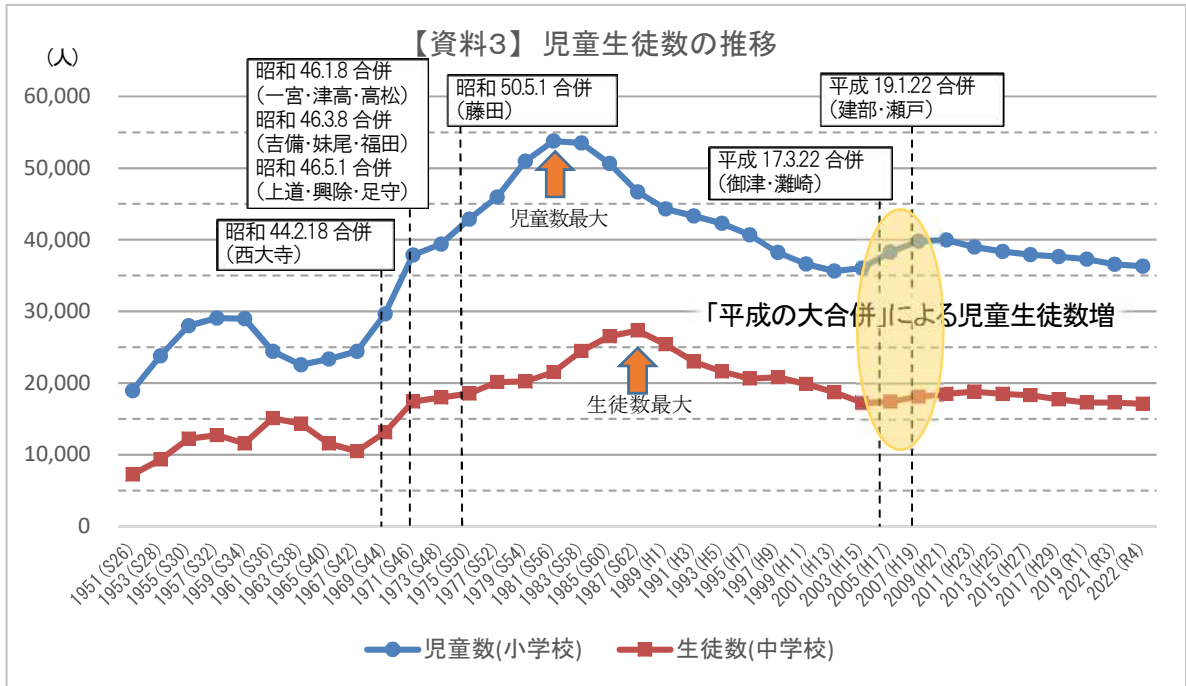
岡山市においても少子高齢化が進んでおり、人口減少局面を迎えています。

岡山市の総人口は、令和27年には69万人となり、平成27年の71万9千人より約2万9千人減少する見通しです。その間、年少人口比率（0～14歳人口の比率）は低下し続け、令和27年には、平成27年の13.7%から2.1ポイント下降し、11.6%となる見通しです。（【資料1】【資料2】参照）



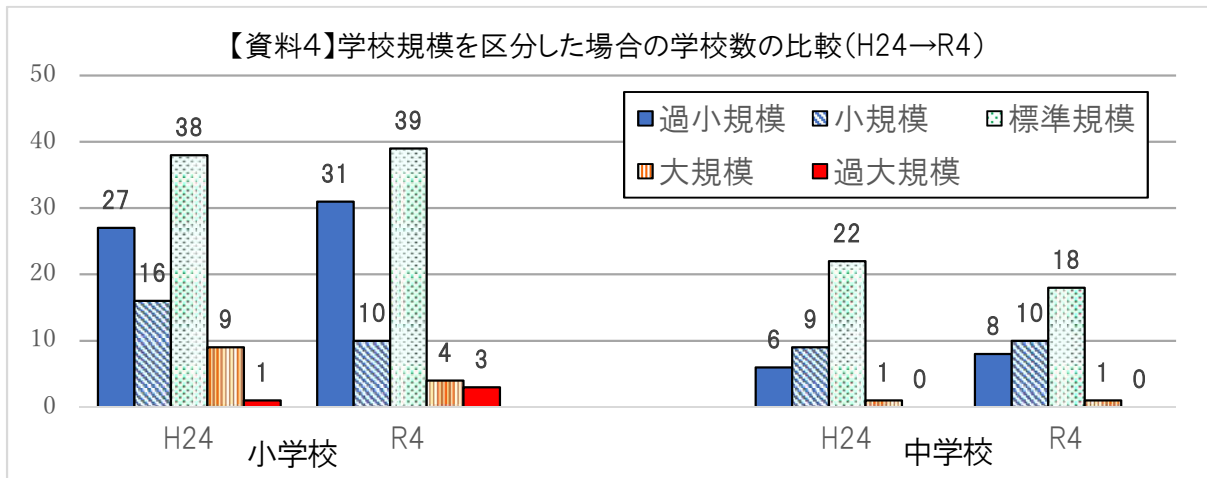
(参考資料) 「第2期岡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

こうした人口動向と児童生徒数の動向は連動しており、岡山市においても児童生徒数は、いわゆる「平成の大合併」による市域増加に伴う児童生徒数の増加を除けば、小学校では昭和58年度、中学校では昭和62年度をピークに減少に転じています。今後の将来人口や人口構成比の見通しに大きな変化がなければ、今後も減少傾向は続くと考えられます。（【資料3】参照）



2 学校規模別学校数の推移

平成24年度に『基本的な考え方』を策定した時と10年後の令和4年度で、学校規模別学校数を比較したものが下の【資料4】です。



※ 令和4年度の山南学園(義務教育学校)開校により、学校数は小学校で4校、中学校で1校それぞれ減少している。

岡山市の小学校では、全体の3分の1以上が過小規模校となっており、そのほとんどを都心部から離れた地域の学校が占めています。中学校では全体の4分の1程度が過小規模校となっており、割的には小学校より低いものの、都心部から離れた地域に多いことは小学校と同じです。過大規模校や大規模校については、小学校では減少しつつあり、中学校は校数に変化はありません。全体的に個々の学校規模は小さくなっており、少子化による児童生徒数減によるものと考えられます。

しかし、都心部や都心部に近い地域では、マンション建設や宅地造成などにより、一時的に児童生徒数が増加している学校もあります。

3 学校規模適正化の観点から見た傾向と課題

適正化の観点から、岡山市の小学校・中学校の状況を考えると、次のような傾向や課題があります。

- 小学校では過小規模校が全体の3分の1以上を占めている。
- 都心部から離れた地域の小学校の多くは過小規模校であり、今後も児童数減が見込まれている。
- 中学校には過大規模校はなく、小学校の過大規模校は増加している。
- 学校規模を区分する際、特別支援学級の数を含めていないが、その増加によっては教室不足等の事態になる可能性がある。
- 小学校において35人学級制（1学級の上限を35人とする）が導入されることにより、一時的に市全体の学級数は増加するが、長期的には減少することが見込まれる。
- 過小規模校では、1学級当たりの人数が少ないため、35人学級制となっても学級数が増えることはほとんどない。
- 中学校では実学級数が標準学級数と比べて最大で3学級多くなる場合があるが、今後、小学校での35人学級導入により、複式学級を市独自に解消する場合は、学級数は一致するようになっていく。
- 過大規模校以外の学校においても、児童生徒数や特別支援学級の想定以上の増加等により教室が不足する場合があります、教育条件均衡の観点から課題がある。
- 教室不足の対応を検討するためには、標準学級数のみで学校規模を把握することは実態に即さない場合があります。
- 都心部や都心部に近い地域において、現時点で想定できないマンション新築等の変化が起こった場合には、児童生徒数が急増し、教室不足等の事態に陥る可能性もある。

第4章 学校規模適正化についての基本方針

1 教育環境変化への対応

(1) 児童生徒数の変化にかかわる対応

人口減少や少子化に伴う児童生徒数の減少傾向は、岡山市においても続くものと考えられます。現段階では、都心部から離れた地域にある学校などにおいて減少傾向が顕著ではありますが、今後は他の地域でも注視していく必要があります。

また、新しい道路建設や大規模商業施設、工場等の立地が進むなどの影響から、マンション計画や宅地造成などが想定以上に進むことも多く、結果として学校規模にも大きな影響を与える場合があります。教育委員会だけでなく各学校においても、そうした人口変動の間接的な要因に注視し、情報を共有しておくことも必要です。

(2) 小学校35人学級制導入にかかわる対応

令和3年法改正により、小学校において学級編制の標準を35人に引き下げることとなったことから、児童数は同じでも学級数が増加することで、学校規模の目安となる学級数への影響が少なからず考えられます。

小学校における35人学級制への移行が完了する令和7年度までは、学級数が増加する学校も複数校生じると想定されていますが、過小規模校では元々1学級当たりの児童数が少ないため、ほとんど影響を受けることはないと考えられます。学校規模適正化に影響が考えられるのは、過大規模校と大規模校の境界（標準学級30学級前後）にある学校が該当しますが、実際には、全体的な児童数減少傾向の中で相殺され、大きな影響は出ず、影響があったとしても短期的なものとなる見込みです。

(3) 義務教育学校新設にかかわる対応

全国的には、小規模校又は過小規模校のある地域において、複数の学校を再編して新たに義務教育学校を設置するケースも散見され、開設時点でも17学級以下の小規模校となっている学校もあります。

そうした学校においては、各学年1学級以下の学校となっていく可能性も考えられ、小学校・中学校と同様又はそれ以上に、児童生徒数・学級数の動向を注視することが必要です。

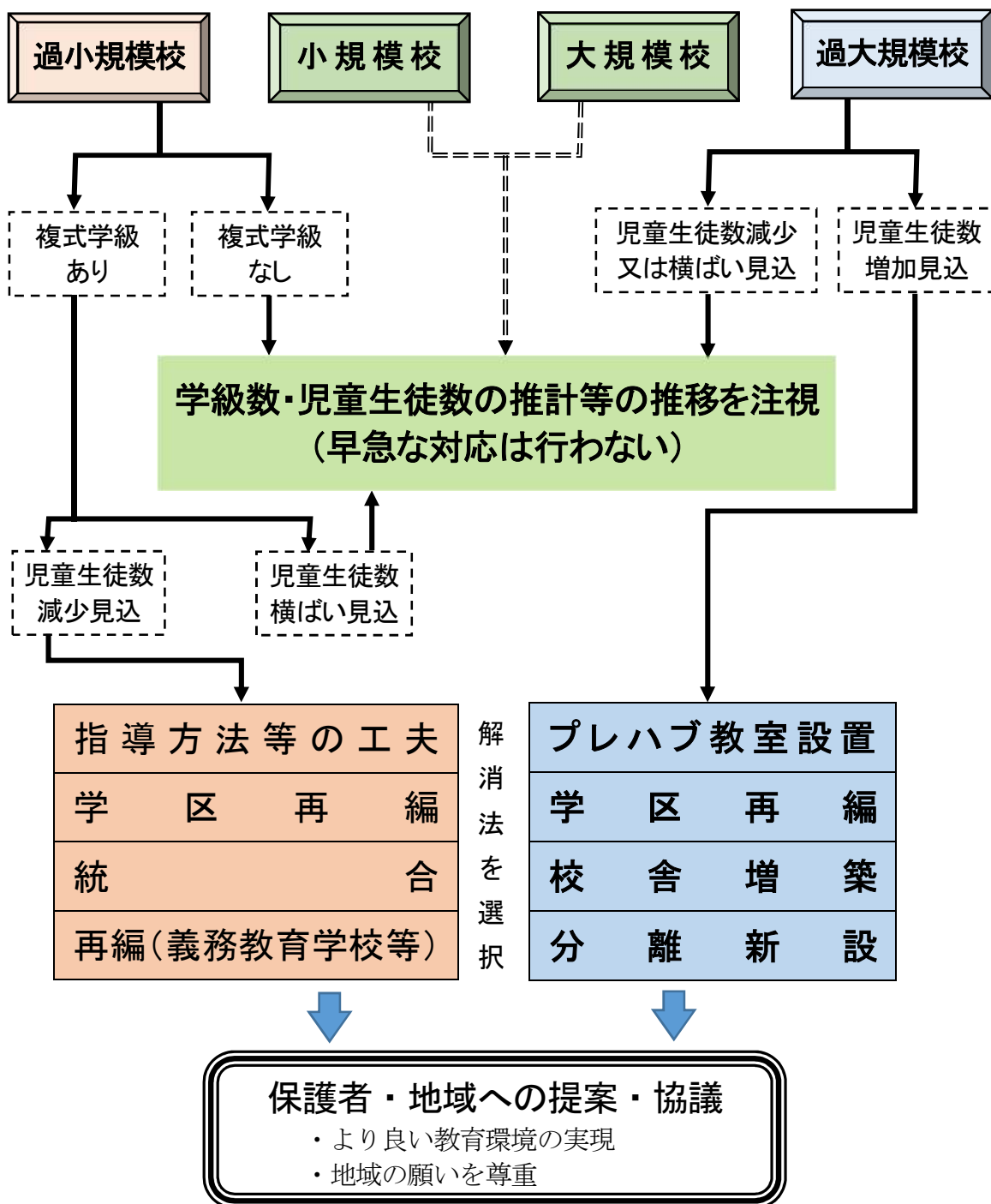
2 学校規模適正化についての基本的な考え方

(1) 学校規模適正化の手順

学校規模適正化に当たっては、次のような手順をとり、保護者・地域の理解を得ながら進めていきます。

- ① 毎年の5月1日付け児童生徒数・学級数を基に、適正規模校以外の学校を把握
- ② 適正規模以外の学校について、地域の状況、学校の歴史的背景、児童生徒数の今後の推計等の状況を詳しく確認
- ③ 下図の流れに沿って検討

《学校規模適正化にかかるフローチャート》



なお、1学年1学級の場合でも、学級の児童生徒数が10人に満たない場合から30人後半の人数となる場合など様々です。学校全体の学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、一定の学級数があっても児童生徒数が少ない場合には、教育活動の質の維持が困難となる場合もあります。

また、複式学級についても、学級規模が小さくなりすぎることの教育上のデメリットも勘案した上で、総合的に判断することが必要です。

こうしたことから、学校規模適正化の検討に当たっては、学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も加味して、総合的な検討を行います。

(2) 標準学級数^(※1)と実学級数^(※2)

学校規模適正化に当たっては、過大規模・過小規模の学校などの緊急性の高い学校から取り組むこととなりますが、学校規模にかかわらず、想定外の児童生徒・学級数増加によって教室不足となっている学校についても、教育環境の均衡の観点から、児童生徒・学級数の動向を注視していくことが必要です。

学校規模の重要な指標となる学級数については、通常の学級の標準学級数を基準に判断していますが、教室不足等の把握には、通常の学級及び特別支援学級の実学級数を考慮する必要があります。実際に学校規模適正化を実施していく場合は、実学級も参考にしながら考えていくこととします。

※1 「標準学級数」…児童生徒数により法で定められた学級数

※2 「実学級数」……実際の学級数

3 学校規模適正化に当たっての留意点

学校規模適正化に当たっては、現状の学級数のみに着目し機械的に取組を決定するのではなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、検討していく必要があります。

その上で、具体的に生じる又は生じる可能性のある課題を明らかにしながら、教育条件の均衡を図るため、次のことに留意しながら引き続き取り組んでいきます。

○ 学校と地域とのかかわりに配慮すること

学校は地域の人々に支えられ、地域の中の学校として存在しています。一方、学校も地域活動に積極的に参加したり、学校を中心に地域の方々が集まったりするなど、両者の協働は地域コミュニティの一部にもなっています。

学校規模適正化に当たっては、対象地域の現状を確認し、課題の共有や課題解決の協議を実施する中で、地域住民の理解や協力が得られ、統合や学区再編、分離された学校がその後も地域コミュニティとの結びつきをより深められるように、これまでの歴史や背景にも配慮します。

○ 保護者や地域住民の理解と協力を得ること

教育委員会が具体的に検討し、学校規模適正化を進めるに当たっては、その学校の保護者や地域の方々、更には教職員と課題を共有し、理解を得ることが大切です。

学校・家庭・地域・行政が対象地域の課題解決に向け連携を強くすることが大切ですが、保護者と地域住民の考え方が同一ではない場合もあります。学校が保護者や地域住民に支えられ、その地域に根差した教育活動を進めていくためにも、現在と未来の子どもたちの教育という視点に立ってしっかり説明し、意見を伺う機会をもつようにします。

○ 通学の安全確保に努めること

小学校の通学については、登下校時における交通安全はもとより、昨今では不審者対応も一つの問題になっています。

通学路の見直しが必要となる場合もあり、交通量、人通りの少ない道路や暗がりなどに十分注意するとともに、保護者や地域の方々の協力を得て、登下校時の見守りを進めることも大切です。

また、通学区域が著しく拡大した場合には、安全面だけでなく、体力面への影響等も考慮しながら、スクールバス等による対応を検討することも必要です。

○ 学校跡地を有効に活用すること

学校は、地域にとってはコミュニティの場であり、選挙の投票所や避難所になっている場合もあります。また、地域住民にとっては、子ども時代あるいは子育て期間の思い出の場でもあり、跡地利用や管理の在り方の検討に当たっては、地元要望への配慮も求められます。

一方、学校跡地は、市民共通の貴重な財産でもあることから、地元要望に配慮しつつも市全体のまちづくりの観点からの活用方策を考えることも大切です。機能の重複や不足など他の公共施設との関連を踏まえながら、暫定利用や恒久利用の方法を検討し、将来的な二重投資や冗費を生じないようにしていきます。

○ 効果的・効率的な財政投資を行うこと

学校の統合等に当たっては、現在の学校の施設を活用することが大切です。安全面での配慮を優先しながら、ライフサイクルコストの面において、過剰投資にならないように、長期的な展望をもって計画的に進めていきます。

○ 取組の検証を行いながら慎重に検討を重ねること

学校規模適正化の推進に当たっては、適正化を実施した学校や地域へのアンケートや聞き取りを行い、適正化によるさまざまな影響を慎重に検証しながら、岡山市立学校のよりよい学校規模適正化の実現に向けて検討を重ねていきます。